

広島国際大学科目等履修生規定

1998年1月27日制定

2018年3月27日改正

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学学則(以下「学則」という)第45条に定める科目等履修生の出願資格、履修、単位等について、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 広島国際大学(以下「本大学」という)の科目等履修生を志願できる者は、高等学校を卒業した者またはそれと同等以上の学歴を有する者とする。

(入学時期および履修期間)

第3条 入学の時期は、学年または学期の始めとし、履修期間は当該学年または学期とする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として出願する者は、所定の願書に検定料および別に定める書類を添えて、指定の期間内に教務部教務課(広島キャンパスにあっては医療経営学部事務室。以下同じ)を経て学長に願い出なければならない。

(選考)

第5条 科目等履修生の選考は、本大学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て学部長が行う。

(入学許可)

第6条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期間内に所定の書類を教務部教務課に提出するとともに、履修料を学長室会計課(呉キャンパスにあっては薬学部事務室、広島キャンパスにあっては医療経営学部事務室)に納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、科目等履修生としての入学を許可し、科目等履修生証を交付する。

(履修料等)

第7条 履修料は、学則第45条第4項に定める額とする。

2 履修に特別の経費を必要とする場合は、これを徴収することがある。

3 前項の経費については、学長室長がその都度定める。

(既納の履修料等)

第8条 既に納入した検定料、履修料および特別の経費は、理由のいかんを問わず返戻しない。

(単位の授与)

第9条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、演習、実験、実習などについては、試験によらないことがある。

(規定の準用)

第10条 科目等履修生に対しては、この規定に定めるほか、学則およびその他の規定を準用する。

(規定の改廃)

第11条 この規定の改廃は、学部長会議および学長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2018年4月1日から施行する。